

議案第70号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の2」を「第24条の3」に改める。

第7条の3中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第9条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第11条中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条中「第16条」を「第16条及び第16条の4」に改め、同条第2号イ中「第72条の3第1項」を「第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条第1項中「増加若しくは減少し、又は」を「増加し若しくは減少し、若しく

は」に、「（被保険者数が増加」を「（被保険者数が増加し」に、「又は第12条の2の額又は第16条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは」を「、第12条の2の額、次条第1項各号（同条第3項又は」に、「同条第1項各号」を「場合を含む。次項において同じ。）に定める額又は第16条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第4項（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「発生し、又は被保険者数が増加」を「発生した日又は被保険者数が増加し」に、「する。）又は」を「する。）若しくは」に、「日又は」を「日若しくは」に改め、同条第2項中「又は第12条の2の額又は第16条第1項各号」を「、第12条の2の額、次条第1項各号」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「又は第16条の3第1項若しくは第4項」に改める。

第16条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の3第1項中「規定により算定した額に、それぞれ」を「基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に」に、「得た額」を「得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。）を控除して得た額」に改め、同条第2項中「第10条第2項及び第3項」を「第10条第3項」に、「に規定する」を「の規定による」に、「同条第2項及び第3項の規定」を「同条第3項」に改め、同条第3項中「第2項中「第10条」を「前項中「第10条第3項」に、「第11条の4」」を「第11条の4第3項」」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第10条又は第10条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第10条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。）

第16条の3第5項中「第10条第2項及び第3項」を「第10条第3項」に、「に規定する」を「の規定による」に、「同条第2項及び第3項の規定」を「同条第3項」に改め、同条第6項中「第5項中「第10条」を「前項中「第10条第3項」に、「第11条の4」」を「第11条の4第3項」」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第10条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。第24条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。）

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。）

2 出産被保険者が産前産後期間に被保険者となった者である場合又は被保険者でなくなった場合における前項の規定の適用については、出産被保険者が産前産後期間に被保険者となった者であるときは、同項第1号中「当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。第24条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月まで」とあるのは「当該出産被保険者が被保険者となった日の属する月から当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第

3 2 条の 1 0 の 2 に規定する場合には、出産の日) の属する月の翌々月まで」とし、
出産被保険者が産前産後期間に被保険者でなくなったときは、前項第 1 号中「出産予
定月の翌々月」とあるのは「当該出産被保険者が被保険者でなくなった日の属する月
の前月」とする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合
において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第
8 条又は第 1 0 条の 2」とあるのは「第 1 1 条の 2 又は第 1 1 条の 5」と、「6 5 万
円」とあるのは「2 2 万円」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合
において、第 1 項中「出産被保険者をいう」とあるのは「出産被保険者（介護納付金
賦課被保険者である者に限る。）をいう」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付
金賦課額」と、「第 8 条又は第 1 0 条の 2」とあるのは「第 1 2 条の 2」と、「6 5
万円」とあるのは「1 7 万円」と、第 2 項中「被保険者となった」とあるのは「介護
納付金賦課被保険者となった」と、「被保険者でなくなった」とあるのは「介護納付
金賦課被保険者でなくなった」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第 1 6 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納
付義務者の世帯に生産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課
する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 8 条又は第 1 0 条の 2 の基
礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5
万円を超える場合には、6 5 万円）とする。

(1) 当該生産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の
所得割の保険料率を乗じて得た額に 1 2 分の 1 を乗じて得た額に、当該生産被保険
者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に 1 円未満
の端数があるときは、これを 1 円に切り上げた額とする。）

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 1 6
条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得
た額（同条第 2 項において準用する第 1 0 条第 2 項の規定により端数の切上げを行っ
た後の額とする。）を控除して得た額に 1 2 分の 1 を乗じて得た額に、当該生産被
保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に 1 円

未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。)

- 6 出産被保険者が産前産後期間に被保険者となった者である場合又は被保険者でなくなった場合における前項の規定の適用については、出産被保険者が産前産後期間に被保険者となった者であるときは、同項中「当該出産被保険者の産前産後期間」とあるのは「当該出産被保険者が被保険者となった日の属する月から出産予定月の翌々月までの期間」とし、出産被保険者が産前産後期間に被保険者でなくなったときは、同項中「当該出産被保険者の産前産後期間」とあるのは「当該出産被保険者の出産予定月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から当該出産被保険者が被保険者でなくなった日の属する月の前月までの期間」とする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第10条の2」とあるのは「第11条の2又は第11条の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第10条第2項」とあるのは「第11条の4第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下同じ。）がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第10条の2」とあるのは「第12条の2」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「同条第2項」とあるのは「同条第4項」と、「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項」と、第6項中「被保険者となった」とあるのは「介護納付金賦課被保険者となった」と、「被保険者でなくなった」とあるのは「介護納付金賦課被保険者でなくなった」と読み替えるものとする。

第6章中第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第24条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の保険料の軽減措置を定める等のため、及び引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。